



# グリーン経営認証 更新審査申請用 (登録後2年ごとの審査)

## チェックリスト記入用紙

(バス事業用)

記入の注意 (必ずお読みください)

- ❖ 『バス事業におけるグリーン経営推進マニュアル』にあるチェックリストに基づいて、貴社(事業所)のグリーン経営に関する取組み内容をチェックしてください。
- ❖ 取り組んでいる項目には……Yes欄の□に✓を記入。  
取り組んでいない項目には……No欄の□に✓を記入。  
(全ての項目についてYes、Noのいずれかを記入します)
- ❖ チェック項目のレベル数値欄が網掛けの項目(認証基準)は、すべてYesになっている必要があります。
- ❖ Yesの項目の内、末尾に「※表～」と記載のある場合は、必ず、該当する表へ記入し、提出します。

### ❖ 複数事業所を一括して申請する場合

① チェックリスト (P.1~3)……全事業所をとりまとめて1部作成します。  
(各項目共に、全事業所が取組んでいる場合のみ、Yes欄に✓を記入できます)

② 表1~11 (P.4~13)……

* 全事業所をとりまとめて1部作成
* <b>各事業所 別々に作成</b>

 } どちらでも可。

この場合は

(各表の右上余白部分に、事業所名を明記します……略称で可)

◎ **申請書、チェックリスト、表は、ステープラー(ホチキス)で留めないでください。**  
**また、穴開け・ファイリング等もせず、申請書類のみをご郵送ください。**

# 【バス事業】チェックリスト記入表

チェック項目の内容が貴社の取組にあてはまる場合はYes欄に✓を、あてはまらない場合はNo欄に✓を記入してください。

## 1. 環境保全のための仕組み・体制の整備

### Yes No レベル 1-1 【環境方針】

- [1] 会社、事業所等の環境保全への取組を示す環境方針を策定しており、環境方針には法規制の遵守など基本的な取組が示されている [レベル1]
- [2] 環境方針には法規制の遵守に加えて自主的・積極的な取組を定めている [レベル2]
- [3] 環境方針は、環境保全への取組状況をもとに、定期的な見直し、改善をおこなっている [レベル3]

### Yes No レベル 1-2 【環境行動計画の作成・見直し】

- [1] 現状の環境保全活動への取組状況に関する評価結果や、検討した取組改善策を踏まえ、今後の目標や目標達成へ向けた具体的な取組内容などを盛り込んだ行動計画を作成（見直し）している [レベル1]

### Yes No レベル 1-3 【推進体制】

- [1] 環境保全に関する管理責任者及び必要に応じて環境保全を推進するための組織を定めている [レベル1]
- [2] 管理責任者や組織を従業員に周知し、役割、責任、権限を明確にしている [レベル2]
- [3] 取組の結果を見ながら、管理責任者（あるいは組織）の役割、責任、権限の見直しを行っている [レベル3]

### Yes No レベル 1-4 【従業員に対する環境教育】

- [1] 環境に関わる法規制や行政指導の内容等を従業員に伝達している [レベル1]
- [2] 環境意識の向上を図るため、環境方針の徹底や環境に関する一般的な情報の伝達等を定期的に行っている [レベル2]
- [3] 環境保全活動に関する標語や提言を従業員から広く募集し、その内容を自社の環境保全活動に活用、反映させている [レベル3]

## 2. エコドライブの実施

### Yes No レベル 2-1 【燃費に関する定量的な目標の設定等】

- [1] 走行距離及び燃料の使用状況について、会社として把握している [レベル1] ※表1
- [2] エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している [レベル2] ※表2
- [2] 燃費に関する定量的な目標を達成するため、エコドライブを効果的に進めるための計画を策定している [レベル2]
- [3] 会社として、エコドライブの取組状況や取組結果（燃費）に基づいて、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている [レベル3]

### Yes No レベル 2-2 【エコドライブのための実施体制】

- [1] エコドライブを推進するための責任者を定めている [レベル1]
- [1] ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている [レベル1] ※表3
- [2] エコドライブ講習会や社内の実技講習会に、2割以上のドライバーが参加している [レベル2]
- [3] 燃費管理の結果をもとに、ドライバー別あるいはグループ別に燃費が向上するよう指導を行っている [レベル3]
- [3] 燃費管理の結果をもとに、燃費の優れたドライバーやグループの表彰等を行っている [レベル3]

### Yes No レベル 2-3 【アイドリングストップの励行】

- [1] アイドリングストップの励行を重点的に取り組むよう周知している [レベル1]
- [1] 環境保全への取組について、車内やバス停等にステッカーやポスターを掲示したり車内放送を行う等により、利用者に対して理解を求めている [レベル1]
- [2] アイドリングストップに関する具体的な実施項目を定めている [レベル2]
- [3] アイドリングストップに関する取組結果のデータを整理し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている [レベル3]

### Yes No レベル 2-4 【推進手段等の整備】

- [1] エコドライブへの取組の重要性や取組姿勢を示す表示を運転席まわりに掲示し、ドライバーへの指導を行っている [レベル1]
- [2] エコドライブの具体的な取組内容について手引きを作成し、エコドライブの教育指導に役立てている [レベル2]
- [2] エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している [レベル2] ※表4
- [3] エコドライブを推進するための装置を導入した結果を確認し、エコドライブの実施に役立てている [レベル3]

### 3. 低公害車の導入

#### Yes No レベル 3-1 【低公害車等：導入目標の設定と取組】

- [1] 低公害車等を導入している[レベル1]※表5
- [2] 低公害車等の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]※表5
- [3] 導入計画に基づいて、低公害車等の導入目標を達成している[レベル3]※表6

#### Yes No レベル 3-2 【最新規制適合ディーゼル車：導入目標の設定と取組】

- [1] 現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している[レベル1]※表7
- [1] (営業所がNOx・PM法対策地域内にある事業者のみ) NOx・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している[レベル1]※表7
- [2] 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]※表7
- [3] 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している[レベル3]※表8

#### Yes No レベル 3-3 【地域で定める低公害車等に関する制度への取組】

- [1] (東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府および富山県ディーゼル車等の運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合のみ) 今年度、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している[レベル1]※表9

### 4. 自動車の点検・整備

#### Yes No レベル 4-1 【点検・整備のための実施体制】

- [1] 点検・整備について、ドライバーを対象に教育を行い、情報の提供を行っている[レベル1]
- [1] 整備員に対して、環境保全への観点からの点検・整備に関する事項について、5項目以上の教育・指導を行っている[レベル1]※表10

#### Yes No レベル 4-2 【車両の状態に基づく適切な点検・整備】

- [1] 車両の状態を日常から把握し、環境に対して影響のある現象が確認された時には、直ちに点検・整備を実施している[レベル1]
- ・LPG車の排ガスの臭いが強くなってきた時、ディーゼル車の排ガスの汚れがひどくなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している
- ・燃費が悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している
- ・エアコンの利きが悪くなってきた時には、直ちに点検・整備を実施している
- ・車両に異常音が発生した時には、直ちに点検・整備を実施している

#### 4-3 【法定点検に加えて、環境に配慮した独自の基準による点検・整備の実施】

##### Yes No レベル 4-3-1 (自主的な点検・整備の実施)

- [2] 法定点検に加えて1ヶ月点検等を自主的に行っている[レベル2]
- [3] 点検・整備記録や事故・故障記録のデータをもとに、独自の点検・整備基準の作成を行っている[レベル3]

##### Yes No レベル 4-3-2 (エアフィルタ関連)

- [2] エアフィルタの清掃・交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]

##### Yes No レベル 4-3-3 (エンジンオイル関連)

- [2] エンジンオイルやエンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]
- ・エンジンオイルの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している
- ・エンジンオイルフィルタの交換にあたっては、走行距離または使用期間、あるいはその両方について独自の基準を設定し、実施している

##### Yes No レベル 4-3-4 (燃料噴射系関連)

- [2] 燃料噴射系のオーバーホールや交換にあたっては、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している[レベル2]

Yes No レベル 4-3-5 (排出ガス減少装置関連)

- [1] ([後付か否かにかかわらず] 排出ガス減少装置を装着している場合のみ) 排出ガス減少装置 (DPF、酸化触媒等) については、メーカーの指定した手順に従ってメンテナンスを実施している [レベル1]
- [2] ([後付か否かにかかわらず] 排出ガス減少装置を装着している場合のみ) 排出ガス減少装置 (DPF、酸化触媒等) が装着されている車両の黒煙測定は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している [レベル2]

Yes No レベル 4-3-6 (その他)

- [2] 下記の箇所に対しては、走行距離、または使用期間について独自の基準を設定し、実施している [レベル2]
- ・タイヤの空気圧の点検・調整は、独自の点検期間を設定し、空気圧の測定をもとに実施している
- ・エアコンフィルタの点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している
- ・エア漏れ (高压空気の漏れ) の点検は、使用期間について独自の基準を設定し、実施している
- ・トランスミッションオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の点検期間を設定し、実施している
- ・トランスミッションオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している
- ・デファレンシャルオイルの漏れの点検は、走行距離または使用期間について独自の点検期間を設定し、実施している
- ・デファレンシャルオイルの交換は、走行距離または使用期間について独自の基準を設定し、実施している
- ・上記の他に点検・整備について独自の基準を設定し、実施している ※表11

## 5. 廃棄物の適正処理及びリサイクルの推進

Yes No レベル 5-1 【従業員に対する廃棄物に関する教育】

- [1] 廃棄物の発生抑制 (発生量削減)、再使用 (繰り返し利用)、リサイクル (再生利用=再資源化) および適正処理の推進について従業員に対して指導を行っている [レベル1]

Yes No レベル 5-2 【廃棄物の適正な管理】

- [1] 廃油、廃タイヤ、廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している [レベル1]
- ・廃油の処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- ・廃タイヤの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している
- ・廃バッテリーの処理に際して、処理やリサイクルを適切に実施している業者に委託している

## 6. 管理部門(事務所)における環境保全の推進

Yes No レベル 6-1 【管理部門 (事務所) における環境保全】

- [1] 事務所内での環境保全の取組について、従業員に周知している [レベル1]
- ・エコマーク製品等を優先的に購入する
- ・不必要な照明の消灯を徹底する
- ・空調機器を適正温度に設定する
- ・コピー用紙等の紙使用量削減に努める
- ・分別回収ボックスを設置し、分別回収に努める
- ・使い捨て製品の購入を控える
- [2] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減について、目標を設定している [レベル2]
- [3] 事務所内でのエネルギー使用量、廃棄物排出量の削減についての取組状況を目標に照らして評価し、取組状況が改善するよう、取組の見直しを行う仕組みを設けている [レベル3]

表1

□ 走行距離及び燃料の使用状況について、会社として把握している[レベル1]<認証項目>

→ 表2の「現在の燃費目標」の基となる燃費実績と燃費実績把握期間を、次の表に記入してください。

燃費実績把握期間 ( 年 月 ~ 年 月 )

種別	保有台数	総走行距離	総燃料使用量	燃費実績	二酸化炭素 排出係数 ※1	二酸化炭素 排出量※2		
事業用	(1)乗合(高速バスを除く)							
	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	小型 (全長7m以下かつ定員29人以下)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	小 計 ( A )	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	(2)貸切+高速乗合バス							
	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	小型 (全長7m以下かつ定員29人以下)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	小 計 ( B )	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	ディーゼル車計 ( C=A+B )	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	ディーゼル 以外の 自動車※ 3	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm <sup>3</sup>	km /Nm <sup>3</sup>	2.23kg- CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	kg-CO <sub>2</sub>
		電気自動車	台	km	kWh	km /kWh	0.561kg- CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>
		ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
		ハイブリッド自動車(ガソリン)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
		ガソリン自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
		LPG自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>
		ディーゼル以外の自動車計 ( D )	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>
	事業用自動車計 ( E=C+D )	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>	
自家用※ 3	ディーゼル自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	天然ガス自動車(CNG自動車)	台	km	Nm <sup>3</sup>	km /Nm <sup>3</sup>	2.23kg- CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>	kg-CO <sub>2</sub>	
	電気自動車	台	km	kWh	km /kWh	0.561kg- CO <sub>2</sub> /kWh	kg-CO <sub>2</sub>	
	ハイブリッド自動車(軽油)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.58kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	ガソリン自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	2.32kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	LPG自動車	台	km	ℓ	km/ℓ	1.67kg -CO <sub>2</sub> /ℓ	kg-CO <sub>2</sub>	
	自家用自動車計 ( F )	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>	
総合計 ( G=E+F )	台	—	—	—	—	kg-CO <sub>2</sub>		

※1 「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく「特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定に関する省令」(算定省令)  
「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル」(環境省、経産省)

※2 計算式: 二酸化炭素排出量 = 期間燃料使用量 × 二酸化炭素排出係数

※3 メタノール自動車は、燃料供給所が廃止され近年登録実績がないため除く。

■ 表2

□ エコドライブについて、会社として燃費に関して定量的な目標を設定している[レベル2]＜認証項目＞  
 → 現在の燃費目標と取組み期間を次の表に記入してください。

現在の燃費目標の取組み期間（ 年 月 ～ 年 月 ）

種別	目標の基にした 燃費実績 (表1の燃費実績)	改善率 (%)	現在の燃費目標		
	A	B	$C=[(A \times B) \div 100] + A$		
事業用	(1)乗合(高速バスを除く)				
	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	小型 (全長7m以下でかつ定員29人以下)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	小 計 (A)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	(2)貸切+高速乗合バス				
	大型 (全長9m以上または定員50人以上)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	中型 (大型・小型にあてはまらないもの)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	小型 (全長7m以下でかつ定員29人以下)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	小 計 (B)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	ディーゼル自動車 計 (C=A+B)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	ディーゼル以外の自動車	天然ガス自動車(CNG自動車)	km /Nm <sup>3</sup>	%改善	km /Nm <sup>3</sup>
		電気自動車	km/kWh	%改善	km/kWh
		ハイブリッド自動車(軽油)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
		ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善	km/ℓ
ガソリン自動車		km/ℓ	%改善	km/ℓ	
LPG自動車		km/ℓ	%改善	km/ℓ	
自家用	ディーゼル自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	天然ガス自動車(CNG自動車)	km /Nm <sup>3</sup>	%改善	km /Nm <sup>3</sup>	
	電気自動車	km/kWh	%改善	km/kWh	
	ハイブリッド自動車(軽油)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	ハイブリッド自動車(ガソリン)	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	ガソリン自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
	LPG自動車	km/ℓ	%改善	km/ℓ	
事業所全体の目標		km/ℓ	%改善	km/ℓ	

### ■ 表3

□ ドライバーに対して、エコドライブに関する基礎的な知識について、5項目以上の教育・指導を行っている [レベル1] < 認証項目 >

→ 教育・指導を行っている場合は、教育・指導を行っているエコドライブへの取組内容に○をつけて下さい。

取 組	記入欄
急発進、急加速、急ブレーキを控える	
シフトアップを早めに行う	
定速走行、経済速度の励行	
エンジンブレーキを多用する（ディーゼル車）	
予知運転による停止・発進回数の抑制	
空ぶかしをしない	
アイドリングストップに心がける	
タイヤの空気圧を適正にする	
エアコンの設定温度（使用）を控えめにする	
その他（ ）	

■ 表4

□ エコドライブを推進するための装置を導入するための計画を作り、計画に沿って実施している[レベル2]  
 → 導入計画を次の表に記入して下さい。

装置	車両 保有台数	現在の状況		今後の導入計画		
		導入実績 台数	導入率	追加導入 計画台数	導入率	時期 (いつまでに)
	A	B	$C=B \div A \times 100$	D	$E=(B+D) \div A \times 100$	F
エンジン回転数警告装置等 のエコドライブ推進補助装置	台	台	%	台	%	
その他装置 ( )		台	%	台	%	



表5

□ 低公害車等を導入している[レベル1]＜認証項目＞

→ 導入している場合は次の表に記入して下さい。

□ 低公害車等の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる [レベル2]＜認証項目＞

→ 計画を策定している場合は次の表に記入して下さい。

			現在の状況			導入目標			
			保有台数 (低公害車等 以外の車両 も含めた車 両保有台数)	導入実績 台数	現在の 導入実績 比率	追加導入 目標台数	導入率 (全車両に 対する 低公害車 導入目標 比率)	時期 (いつまで に)	今年度分 導入計画 台数
			A	B	$C=B \div A \times 100$	D	$E=(B+D) \div A \times 100$	F	G
事業用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	%	台	%		台	
			台	%	台	%		台	
		電気自動車	台	%	台	%		台	
		ハイブリッド自動車	台	%	台	%		台	
	低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	%	台	%		台		
		台	%	台	%		台		
	低排出ガス認定車(※1以外)※3	台	%	台	%		台		
		台	%	台	%		台		
		上記以外のアイドリングストップ装置付きバス	台	%	台	%		台	
		排ガス減少装置装着(後付)バス	台	%	台	%		台	
	合計	台	%	台	%	-	台		
家用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	%	台	%		台	
		電気自動車	台	%	台	%		台	
		ハイブリッド自動車	台	%	台	%		台	
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	%	台	%		台	
		低排出ガス認定車(※1以外)※3	台	%	台	%		台	
		合計	台	%	台	%	-	台	

※1 メタノール自動車は燃料供給所が廃止され、近年登録実績がないため除く。

※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車

※3 国の低排出ガス認定車、および九都府県市指定低公害車、近畿八府県市指定低排出ガス車、山梨県指定低公害車、札幌市指定低公害車等の地方公共団体で定める低公害車。新短期規制適合車、超低PM車、新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車は、九都府県市指定低公害車など地方自治体で定める低公害車に指定されているため国の低排出ガス認定を受けていない車両であっても、低排出ガス認定車とする。

■ 表6

□ 導入計画に基づいて、低公害車等の導入目標を達成している [レベル3]

→ 計画達成状況を下表に記入してください。

			前年度分 導入目標台数	導入実績台数	目標達成率
			A	B	$C=B \div A \times 100$
事業用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	台	%
			アイドリングストップ 装置付き	台	台
		アイドリングストップ 装置無し	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
	低燃費かつ低排出ガス認定車※2	アイドリングストップ 装置付き	台	台	%
		アイドリングストップ 装置無し	台	台	%
	低排出ガス認定車(※1以外)※3	アイドリングストップ 装置付き	台	台	%
		アイドリングストップ 装置無し	台	台	%
		上記以外のアイドリングストップ装置付きバス	台	台	%
	排ガス減少装置装着(後付)バス	台	台	%	
	合計	台	台	%	
自家用	低公害車※1	天然ガス自動車 (CNG自動車)	台	台	%
		電気自動車	台	台	%
		ハイブリッド自動車	台	台	%
		低燃費かつ低排出ガス認定車※2	台	台	%
		低排出ガス認定車(※1以外)※3	台	台	%
		合計	台	台	%

※1 メタノール自動車は燃料供給所が廃止され、近年登録実績がないため除く。

※2 「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく燃費基準達成車および低排出ガス認定車。

※3 国の低排出ガス認定車、および九都県市指定低公害車、近畿八府県市指定低排出ガス車、山梨県指定低公害車、札幌市指定低公害車等の地方公共団体で定める低公害車。新短期規制適合車、超低PM車、新長期規制適合車、ポスト新長期規制適合車は、九都県市指定低公害車など地方自治体で定める低公害車に指定されているため国の低排出ガス認定を受けていない車両であっても、低排出ガス認定車とする。

## 表7

- 現在保有しているディーゼル車が何年規制に適合しているかについて把握している[レベル1]<認証項目>  
→ 下表A列に、現在保有しているディーゼル車(事業用車のみ)が何年規制に適合しているか、型式別に記入してください。

- <営業所がNOx・PM法対策地域内にある事業者のみ>  
Nox・PM法に基づく、今年度の規制対象となる車両の台数について把握している[レベル1]<認証項目>  
→ 下表B列に、自社の今年度末までに規制対象となり車検が継続できなくなる車の台数を、記入してください。

記入上の注意:

- ① 保有台数[A列]に記入した台数のうち、今年度末までに規制猶予期限が切れる車両台数を、B列に記入してください。
- ② 規制猶予期限が切れる車両がない場合には、B列に0台と記入してください。
- ③ B列の「-----」は、規制適合車です。

- 最新規制適合ディーゼル車の導入について計画を策定し、目標達成に向けて導入に取り組んでいる[レベル2]  
<認証項目>

→ 下表C列に、今年度分の代替え目標台数を記入してください。

記入上の注意:

- ① 今年度分の代替え目標台数[C列]は、代替で変わる新しい型式ではなく、[A列]に記入した車両の代替対象の型式の欄に記入して下さい。
- ② 計画は策定しているが、今年度計画が0台の場合や、今年度の代替が済んでいる場合は0台と記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 ※ (型式の識別記号)		現在のディーゼル車 保有台数	Nox・PM法に基づく 今年度規制対象車台数	今年度分 代替え目標台数
		A	B	C
平成30年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4NE,5JE,6JE,他)		台	-----	台
平成28,30年規制適合車 (2KG,2PG,3KE,3KF,4KF,他)		台	-----	台
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	台	-----	台
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,SPG,他)	台	-----	台
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	-----	台
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	台	-----	台
新短期 規制	平成16年規制適合車 (超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	-----	台
	平成16年規制適合車(KS)	台	-----	台
	平成15年規制適合車 (超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	-----	台
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	-----	台
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	台
	平成14年規制適合車 (KP,KM,KN)	台	台	台
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	-----	台
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	台
	平成10年規制適合車(KK)	台	-----	台
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	台
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	台
	型式不明	台	-----	台
合計		台	台	台

※ ディーゼルハイブリッド車は除いています。  
網掛け部分がNOx・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNOx・PM法適合車(規制対象外)があります。

■ 表8

□ 導入計画に基づいて、最新規制適合ディーゼル車の導入目標を達成している[レベル3]

→ 前年度の計画達成状況を下表に記入してください。

記入上の注意:

前年度分代替え目標台数[A列]、代替え実績台数[B列]ともに、代替え(減車、廃車等)前の車両の型式欄に台数を記入してください。

ディーゼル車排出ガス規制区分 ※ (型式の識別記号)		前年度分 代替え目標台数	前年度 代替え実績台数	目標達成率
		A	B	C=B÷A×100
平成30年規制適合車(低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4NE,5JE,6JE,他)		台	台	%
平成28,30年規制適合車 (2KG,2PG,3KE,3KF,4KF,他)		台	台	%
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	台	台	%
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,SPG,他)	台	台	%
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BK G,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	台	%
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	台	台	%
新短期 規制	平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	台	%
	平成16年規制適合車(KS)	台	台	%
	平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	台	%
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	台	%
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	台	%
	平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	台	%
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	台	%
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	%
	平成10年規制適合車(KK)	台	台	%
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	%
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	%
	型式不明	台	台	%
合計		台	台	%

※ ディーゼルハイブリッド車は除いています。

網掛け部分がNOx・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNOx・PM法適合車(規制対象外)があります。

■ 表9

□ <東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、兵庫県、大阪府および富山県ディーゼル車等の  
 運行規制に関する条例の定める地域を運行する車両がある場合のみ>  
 今年度、条例に定める運行規制の対象となる車両の台数を把握している[レベル2]<認証項目>

記入上の注意:

- ① 現在規制地域内を運行する車両[A列]のうち、今年度末までに規制猶予期限が切れる車両台数[B, C, D, E列]を記入してください。適合車のみ運行の場合は、対象のB, C, D, E列の合計に0台と記入してください。
- ② 下表A列には、B, C, D, E列の規制対象地域を運行する車両があれば、運行する車両の台数を記入してください。運行する車両が無ければ、記入は不要です。
- ③ 下表B, C, D, E列の「-----」は、規制適合車です。

ディーゼル車排出ガス規制区分※1 (型式の識別記号)		各条例の 規制地域を 運行する 車両台数	東京都、埼玉 県条例※3に よる今年度 運行規制 対象車の台数	千葉県、神奈 川県条例※3 による今年度 運行規制対象 車の台数	兵庫県条例 ※4による 今年度運行 規制対象車 の台数	大阪府条例 ※5による 今年度運行 規制対象車 の台数	富山県条例 ※6による 今年度運行 規制対象車 の台数
		A	B	C	D	E	F
平成30年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (4JE,4NE,5JE,6JE,他)		台	-----	-----	-----	-----	-----
平成28,30年規制適合車 (2KG,2PG,3KE,3KF,4KF,他)		台	-----	-----	-----	-----	-----
ポスト 新長期 規制	平成21,22年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (TKG,TPG,TRG,QKG,QPG,QRG,QKF,QTG,他)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成21,22年規制適合車 (SKG,LKG,SDG,LDG,LKF,QDG,QDF,LDF,他)	台	-----	-----	-----	-----	-----
新長期 規制	平成17年規制適合車 (低燃費かつ低排出ガス認定車) (BKG,NKG,PKG,CKG,DKG,他)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成17年規制適合車 (AKG,BDG,NDG,PDG,CDG,DDG,ADG,ADF,他)	台	-----	-----	-----	-----	-----
新短期 規制	平成16年規制適合車(超低PM排出車) (PJ,PK,PL,PM,PN,PP,PQ,PR)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成16年規制適合車(KS)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車(超低PM排出車) (PA,PB,PC,PD,PE,PF,PG,PH)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車 (車両総重量3.5t超のKR)	台	-----	-----	-----	-----	-----
	平成15年規制適合車 (KQ,車両総重量3.5t以下のKR)	台	-----	-----	-----	台	台
	平成14年規制適合車(KP,KM,KN)	台	-----	-----	-----	台	台
長期規制	平成11年規制適合車(KL)	台	台	-----	-----	-----	-----
	平成10年規制適合車(KJ,KH)	台	台	-----	-----	台	台
	平成10年規制適合車(KK)	台	台	-----	-----	-----	-----
	平成9年規制適合車(KE,KF,KG)	台	台	-----	-----	台	台
短期規制 以前	平成6年規制適合以前 (KC,KD,KA,KB,Y,W,X,U,S)	台	台	台	台	台	台
	型式不明	台	-----	-----	-----	-----	-----
合計		台	台	台	台	台	台

※1 ディーゼルハイブリッド車は除いています。  
 網掛け部分がNox・PM法非適合車(規制対象車)です。ただし、型式によってはNox・PM法適合車(規制対象外)があります。

※2 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県のディーゼル車規制は、ディーゼル車から排出されるPM(粒子状物質)に対するもので、1都3県全域(東京都の島部を除く)を運行する車両に制限を加えています。

※3 兵庫県のディーゼル車等の運行規制は、ディーゼル車等から排出されるNox(窒素酸化物)とPM(粒子状物質)に対するもので、兵庫県の指定地域を運行する車両総重量8t以上の車両に制限を加えています。

※4 大阪府のディーゼル車等の運行規制は、ディーゼル車等から排出されるNox(窒素酸化物)とPM(粒子状物質)に対するもので、大阪府の指定地域を発着する(通過交通は可能)車両に制限を加えています。(平成21年1月1日より施行)

## ■ 表10

□ 整備員に対して、環境保全の観点からの点検・整備に関する事項について、5項目以上の教育・指導を行っている[レベル1]<認証項目>

→ 教育・指導を行っている場合は、教育・指導を行っている環境保全への観点からの点検・整備に関する事項に○をつけてください

環境保全への観点からの点検・整備に関する事項	記入欄
タイヤの空気圧・偏摩耗の点検	
エア・クリーナーの目づまりがないかどうか	
ファンベルト、冷却水の状態を確認する	
点火プラグの汚れ、ギャップを点検	
エンジンオイルの量と汚れの確認	
排気ガスの色の異常の有無を確かめる	
ハンドルの重さや取られが無いかを確かめる	
クラッチに滑りが無いかを確かめる	
ブレーキの引きずりが無いことを確かめる	
その他 ( )	

## ■ 表11

□ 点検・整備について独自の基準を設定し、実施している内容を下記の表に具体的に記入してください[レベル2]

点検箇所	点検期間	走行距離	使用期間
		km	
		km	
		km	
		km	
		km	